



# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 告 示

○平成二十年毒物劇物取扱者試験の実施(二八一・医務薬事課)……………1

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………1

○土地改良区の土地改良事業計画の変更等の認可(北秋田地域振興局農林部)……………1

○その他  
○社団法人全国公営住宅火災共済機構経営状況公告……………2

## 告 示

### 秋田県告示第二百八十一号

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号)第八条第一項第三号の規定により、次のとおり平成二十年毒物劇物取扱者試験を実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号。以下「規則」という。)第八条の規定に基づき、告示する。

平成二十年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 一 試験の日時及び場所

(一) 日時  
平成二十年九月十八日(木)午後一時三十分から午後四時まで

#### (二) 場所

秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎八階大会議室

#### 二 試験の種類

(一) 一般毒物劇物取扱者試験

- (一) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (二) 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 三 試験科目
- (一) 筆記試験
- (二) 毒物及び劇物に関する法規
- (三) 基礎化学
- (四) 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他取扱方法

#### (二) 実地試験(筆記による)

毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法

#### 四 受験申込みに必要な書類

- (一) 受験願書(各保健所で配布) 二部
- (二) 添付書類

#### 五 受験願書受付期間及び場所

(一) 受付期間  
平成二十年七月一日(火)から同月三十一日(木)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで。(日曜日及び土曜日を除く。)

郵送による場合は、七月三十一日までの消印のあるものに限って受け付ける。

#### (二) 受付場所

住所地を所管する保健所(地域振興局福祉環境部及び秋田市保健所)に提出すること。

#### 六 受験手数料

(一) 額  
一万五百円

#### (二) 納付方法

受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

#### 七 合格者の発表

平成二十年十月上旬に県庁正面公告板に受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

#### 八 試験についての問い合わせ先

## 公 告

健康福祉部医務薬事課薬務・看護班(電話〇一八―八六〇―一四〇七)

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 一 申請のあつた年月日

平成二十年六月六日

#### 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人VTES S

#### 三 代表者の氏名

六 戸 洋一郎

#### 四 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市中通一丁目三番五号

#### 五 定款に記載された目的

この法人は、地域に在住する障害者に対して、その家族や地域住民及び企業の理解と協力のもと、自立支援や就労支援、活動支援等を行い、障害者が地域社会において安心して快適に自立した生活を営むために、すみよい環境づくりと、保健、医療、福祉に関する事業活動を行い、障害者の社会復帰と自立支援に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、次の土地改良区から申請があつた新たな土地改良事業の施行について、平成二十年五月二十九日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。

平成二十年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 一 大館市南土地改良区

事業名 土地改良事業(真中大堰地区県単小規模土地改良事業)

#### 二 大館市南土地改良区

事業名 土地改良事業(真中大堰地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)

## そ の 他

地方自治法第二百六十三条の二第二項の規定により、社団法人  
 全国公営住宅火災共済機構から平成十九年度経営状況について次  
 のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。  
 平成20年6月20日

秋田県知事 寺 田 典 城

1 事業実績	
加入都道府県市区町村会員数	705
加入戸数	859,724戸
共済委託契約金額	7,697,366,667,000円
火災共済掛金	1,031,110,956円
被災戸数	476戸
火災共済給付金	464,773,477円
特定給付金	23,027,276円
復興建築助成戸数	207戸
復興建築助成金	76,049,072円
住宅災害見舞戸数	1,117戸
住宅災害見舞金	27,290,000円
住宅防火施設整備補助会員数	256
住宅防火施設整備補助金	137,924,600円
2 収支計算	
(1) 収入	
火災共済掛金収入	1,031,110,956円
建物管理の部収入	44,148,075円
その他の収入	192,206,070円
当期収入合計(A)	1,267,465,101円
前期繰越収支差額	602,835,058円
収入合計(B)	1,870,300,159円
(2) 支出	
事業費	880,538,245円
管理費	146,707,546円
建物管理費	20,796,078円
特定資産等取得支出	171,662,874円
当期支出合計(C)	1,219,704,743円
当期収支差額(A) - (C)	47,760,358円
次期繰越収支差額(B) - (C)	650,595,416円

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷株式会社  
 電話(83)八七六六 F A X (83)〇〇〇五  
 E-mail:matsubarainatsu@natsubarainatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄